

広島県農業会議第11回常任会議員会議議事録

1. 開催日時 平成22年2月18日(木) 午後1時30分から2時45分

2. 開催場所 広島市中区鉄砲町 広島県土地改良会館会議室

3. 出席会議員(15人)

1番 渡辺 眞作	2番 梶原 安行	3番 佐々木信幸
4番 林 武彦	5番 重光 照久	6番 近廣 多郎
7番 榎原 勝正	8番 大元 活男	10番 中谷 憲登
12番 福本 正彦	13番 卜部百合子	15番 高橋 敬明
16番 山口 泰治	17番 安井 裕典	18番 滝口 季彦

4. 欠席会議員(5人)

9番 石田 文雄	11番 中原 輝雄	14番 小泉 俊雄
19番 中村 雅宏	20番 西岡 恒治	

5. 議 事

第1号議案	農地法第4条第3項の規定による諮問について
第2号議案	農地法第5条第3項の規定による諮問について

6. 報告事項

- (1) 広島県農業会議第90回総会について
- (2) 県内農産物の生育等状況について

7. 県及び市町農業委員会職員

県農業経営課	主査	吉長光一郎
〃	主任専門員	長嶺 孝
〃	主任主事	平野 恵子
広島市農業委員会	主査	今村 好司
呉市農業委員会	係長	上原 二郎
三原市農業委員会	事務局長	曾根田辰也
福山市農業委員会	次長	平田 純雄
三次市農業委員会	主任	渡辺 英俊
庄原市農業委員会	主任	岸 泰弘
東広島市農業委員会	係長	山本 剛三
安芸太田町農業委員会	書記	瀬川 善博
北広島町農業委員会	主任	下杉 昌樹
世羅町農業委員会	主任	浅倉 智治

8. 農業会議事務局職員

事務局長 木原 政弘
次長 江上 正一
主任 平山 太郎

9. 議事内容

事務局	ただ今から、平成21年度第11回常任会議員会議を開会いたします。開会にあたり、会長が、御挨拶を申し上げます。
会長	(あいさつ)
事務局	ありがとうございました。 それでは、これより会議に入ります。 事前に送付しております諮問資料は、その後の変更はございませんので、ご持参いただいた諮問資料が正本となりますので、ご了承願います。 会則第37条の規定により、会長が議長を務めさせていただきます。 よろしく申し上げます。
議長	それでは、私が議長を務めさせていただきます。 本日の出席会議員数を報告いたします。 常任会議員総数 20人、うち 本日の出席は15人です。 出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第32条の規定により、会議は成立いたします。 議事録署名者を、私の方から指名いたします。 6番●●会議員、12番●●会議員に、お願いいたします。 よろしく申し上げます。これより審議に入ります。 今回、諮問のありました農地法関係議案の概要につきまして、事務局からご説明します。
事務局	(議案4ページから13ページにより諮問概要説明) なお、12月15日の新農地法の施行に伴い、今回、各市町から説明いたします個々の案件の転用規制の例外の根拠規定については、新法施行後の新規定に基づく案件と、新法施行後も6月1日までの経過措置期間が設けられている規定に基づく案件は、旧規定が適用される案件として、調査表に分けて記載しておりますのでご了解ください。 なお、経過措置が設けられている規定につきましては、お配りしております参考資料「審査基準」の内容のとおりとなっておりますのでご確認ください。
議長	ただ今の、説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

(発言なし)

議長

それでは、第1号議案「農地法第4条の規定による諮問について」を、議題にいたします。

関係の農業委員会から、順次ご説明を、お願いいたします。

それでは、呉市農業委員会からお願いします。

呉市農業委員会

呉市農業委員会です。

資料1の1ページ及び資料3の1ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。●●氏による、共同住宅及び駐車場への転用事案です。●●氏は、呉市に居住しています。

この度、申請地に共同住宅及び駐車場を建設するため転用しようとするものです。

申請地は、呉市●●保健出張所から約100^{メートル}南に入ったところにあります第2種農地です。

事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから許可妥当と判断し諮問しました。以上です。

三原市農業委員会

三原市農業委員会です。

資料1の2ページ及び資料3の2ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。●●氏によります、農業用施設への転用事案です。●●氏は三原市に居住する農家です。

この度、申請地に農業用倉庫を新たに建築し、併せて苗の置き場及び農業用資材置き場とするために転用しようとするものです。申請地は、●●地区第1工区として平成16年度から19年度にかけて実施された県営農村振興総合整備事業により整備された第1種農地です。

本件は、農地法施行規則37条第5号「土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する場合」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

東広島市農業委員会

東広島市農業委員会です。

資料1の3ページ及び資料3の3ページもあわせてご覧ください。

2番の案件について説明します。●●氏によります、資材置き場及び駐車場への転用事案です。●●氏は東広島市●●町に居住しており、新規に自営業を計画しておられ、資材置き場及び駐車場として本申請地を転用しようとするものです。

申請地は、●●地区として昭和61年度から平成2年度にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備第1種農地です。

周辺の農地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則33条第4号「周辺地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

続いて3番の案件について説明します。 ●●氏によります、道路への転用事案です。 ●●氏は、東広島市●●町に居住しています。 この度、既存の道路を拡幅するため、当該拡幅部分について本申請地を転用しようとするものです。

申請地は、●●地区として昭和55年度から昭和60年度にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備第1種農地です。

周辺の農地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

以上説明しました2件については、いずれも事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。 なお、2件とも農振農用地区域からは除外見込みです。

議 長 以上で、説明が終わりました。 ただ今、ご説明のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて28件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(質疑なし)

議 長 ご質問がないので、第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申してよろしいでしょうか。

会議員 異議なし

議 長 異議なしの声がありましたので、第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨、答申いたします。

続いて、第2号議案「農地法第5条の規定による諮問について」を、議題にいたします。

関係の農業委員会から、順次ご説明を、お願いいたします。

それでは、広島市農業委員会からお願いします。

広島市
農業委
員会

広島市農業委員会です。

資料1の5ページ及び資料3の5ページをご覧ください。

●●有限会社によります、資材置き場への転用事案です。

●●有限会社は、広島市●●区に本店を置き、住宅を建築施工、販売する会社です。

現在、資材置き場が不足しているため、申請地を取得して資材置き場として整備しようとするものです。

申請地は中国自動車道安佐北インターチェンジから北約2kmに位置する第2種農地です。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

福山市
農業委
員会

福山市農業委員会です。

資料1の7, 8ページ及び資料3の6ページをご覧ください。

2番から13番については、同一案件ですので一括説明します。

株式会社●●によります、運動場施設への転用事案です。

株式会社●●は、福山市●●町へ本社を置く、電子配線部品やネームプレートの製造販売業者です。

この度、事業規模拡大のため、自社工場に隣接する運動場施設に新規工場を建設することになったため、本申請地を整備して転用しようとするものです。

なお、今回は第1期工事で、第2期工事としては、2012年(平成23年)3月頃農地転用許可申請書の提出が予定されております。

申請地は福山市●●支所から東へ約4km、市道下竹田71号線に接する第2種農地です。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。 以上です。

三次市
農業委
員会

三次市農業委員会です。

資料1の9ページ及び資料3の7ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。有限会社●●によります、クレーン検査場への転用事案です。

有限会社●●は、三次市に本店を置くクレーン車の修理・検査を行う会社です。この度、現在の作業所ではクレーンの検査をするには手狭な為、隣接する申請地を安全な検査場を確保するために転用をしようとするものです。

申請地は、●●地区第三工区として、昭和51年度から昭和58年度にかけて、県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

本件は、作業所周辺に設置されることが必要であり、周辺は第1種農地ばかりで他に適当な土地もないことから、やむなく申請人の作業所に隣接した申請地を選定しました。

本件は、旧農地法施行規則第5条の4第5号「既存の施設の拡張で、拡張に係

る部分の敷地の面積が既存の敷地の面積を超えないもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

庄原市
農業委
員会

庄原市農業委員会です。

資料1の10ページ及び資料3の8ページをご覧ください。

1番及び2番の案件について一括して説明させていただきます。

●●株式会社によります、工事用仮設道路への一時転用事案です。

この度、中国横断自動車道 尾道・松江線建設に係る橋脚工事に伴い、工事用道路が必要となったため、申請地を平成24年3月31日まで一時転用しようとするものです。なお、転用後は農地として復元する予定です。

申請地は、●●地区として昭和60年度から62年度にかけて農村基盤総合整備事業により整備された第1種農地で、農振農用地区域内農地です。

周辺は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく工事現場に近接した本申請地を選定しました。

本件は、農地法施行令第18条第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支所を及ぼすおそれがないと認められること」として農振農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

東広島
市農業
委員会

東広島市農業委員会です。

資料1の11ページ及び資料3の9ページもあわせてご覧ください。

1番の案件について説明します。

●●氏によります、一般住宅への転用事案です。●●氏は、愛媛県四国中央市に居住しています。この度、東広島市に転勤することになったため、母親の所有する本申請地に住宅を建設するため、転用しようとするものです。

申請地は、●●地区として、昭和44年度から昭和50年度にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。譲渡人の所有する農地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

なお、農振農用地区域からは、除外見込みで、開発許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。以上です。

安芸太田町農業委員会

安芸太田町農業委員会です。

資料1の13ページ及び資料3の10ページをご覧ください。

1番から5番については同一案件ですので、一括して説明させていただきます。

有限会社●●によります、砂利採取の一時転用事案です。有限会社●●は、広島市●●区に本社を置く砂利採取販売会社です。

この度、申請地を借り受け砂利採取をしようとするものです。

申請地は、安芸太田町役場●●支所から南へ約8km、国道191号に面した第2種農地です。

一時転用期間は、1年間です。砂利採取後は、農地に復元する計画です。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから許可妥当と判断し諮問しました。

なお、砂利採取計画については、担当部局から認可見込みとの判断を得ています。以上です。

北広島町農業委員会

北広島町農業委員会です。

資料1の14ページ及び資料3の11ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。社会福祉法人●●福祉会によります、駐車場への転用事案です。

社会福祉法人●●福祉会は、北広島町で特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人です。

譲受人が経営する特別養護老人ホームは、近年、毎年増床を続けてきましたが、駐車場の拡張は全くなされておらず、来所者用駐車スペースの確保にせまられ、この度申請地を駐車場用地として取得し、転用しようとするものです。

申請地は、北広島町の東部、北広島町役場から東へ約1.5km、国道69号線に近い第2種農地です。

申請地は事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから許可妥当と判断し諮問しました。以上です。

議長

以上で、説明が終わりました。

ここで、常任会議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査といたしまして、農地法5条の規定に基づき福山市農業委員会と三次市農業委員会から諮問があり、先ほど農業委員会より説明のありました転用案件について、2月10日と2月12日に、●●常任会議員、●●常任会議員を調査員とし、地元農業委員会の立ち会いのもと、現地調査を行っていただきました。

その調査報告を、両会議員さんからそれぞれお願いいたします。

まず、●●会議員さんからお願いします。

●●

現地調査の結果につきまして、ご報告させていただきます。調査の日時でございま

会議員

すが、平成22年2月12日午後1時30分から行いました。

調査該当農業委員会は、福山市農業委員会でございます。

調査員につきましては、私と府中市農業委員会会長●●会議員とで担当致しました。立会人として、福山市農業委員会 ●●会長並びに事務局職員、及び広島県農業会議事務局職員になって頂きました。

調査の案件であります、運動場への転用案件でございます。

所在地は、福山市●●町でございます。地目は、すべて田でございます、18筆でございます。面積は14,260㎡、区分としましては、第2種農地。

申請人は、株式会社●●でございます。関係者、農地所有者は12名で、●●さんを入れて13名でございます。

転用計画は、運動場、ソフトボール場、グラントゴルフ場、ゲートボール場、駐車場等を計画しております。

調査の理由としまして、運動場への転用の妥当性ということで調査致しました。

調査方法としましては、福山市役所●●支所の会議室におきまして、農業委員会関係者より概要説明を受けました。

続きまして、現地も調査を行ったわけでございます。

調査結果ですが、申請地の状況は、福山市役所●●支所から東へ約4kmに位置し、四方を市道及び住宅、農地、河川に囲まれた平坦地です。

平成21年4月に農用地区域から除外された市街化調整区域内農地の第2種農地でございます。

転用の理由は、現存している申請人の運動場に新規工場を建設するため、職員の福利厚生施設と地域住民への解放施設として建設する運動場としようとするものでございます。

既存の運動場があるのが団地内でございます、周辺の適地を探すということが、大変難しいということでこの場所を選定しているわけです。

転用計画の妥当性ですが、転用事業者は、社員を400名雇用する地元でも有名な会社でございます。社員の福利厚生のために必要な設置であり、地域住民にも開放されるということは、地域にとっても有り難いことではないかと思えます。

周辺農地へ影響を及ぼすことはないと思われれます。

今回、図面で示してある面積は合計が約19,900㎡の写真が出ているわけでございます、今回その内14,200㎡の1期工事分として申請し、続いて、その後、2期工事約5,000㎡の転用申請が行われ、最終的に写真の面積全体が運動場になるということです。そういうことも併せてご報告をしておきたいと思えます。以上でございます。

議長

ありがとうございました。続きまして、●●会議員さんお願いします。

●●
会議員

調査致しました者として、本日みなさんにご報告致したいと思います。
現地調査結果報告書がみなさんのお手元にあると思えますので、これを読む

のは控えさせて頂き、順次目を通して頂くようお願い致します。

申請地は第1種農地ではありませんが、昭和51年度から58年度というかなり前の県営ほ場整備事業により整備された農地で、周辺には宅地が隣接しており、平成20年10月に農振農用地区域から除外をされている農地でございます。

この度の申請理由が、申請人が行っているクレーン車修理作業の安全性を確保する事を考えた場合に必要な作業場への転用であり、住宅が隣接し、ある程度の広さが必要であり、今回の転用申請は妥当であると思われま。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて59件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見・ご質問がありましたら、お願いいたします。

農業経営課

第5条の14ページの北広島町の福祉施設の件で駐車場81区画の転用の申請がされていますけど、どういう根拠でこの81という数が事業規模から見て妥当と判断されたのかを教えてください。

北広島町農業委員会

地区担当の農業委員による調査や、周辺の状況、申請人への聞き取りなど客観的な事実からということのみの判断です。

●●
会議員

入所者は何人くらいですか。

北広島町農業委員会

具体的な所は把握しておりません。

●●
会議員

私の方から補足させていただきます。申請人は現在、特別養護老人ホームの他にも、老人保険施設、病院を運営されておられまして、従業員が400名位と聞いております。今まで、個別に小さな駐車場しかない状況でした。

北広島町農業委員会

補足をいただきましてありがとうございます。補足いただきました件につきましては、資料3の11ページの周辺図をご覧いただければ、病院、老人保健施設、特別養護老人ホームには大きな駐車場が無いことが判っていただけたと思います。

議長

他に、ご質問がないようなので、第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申してよろしいでしょうか。

会議員 異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨を、答申いたします。

議長 審議事項につきましては、以上で終了しました。
それでは、続きまして報告事項に移ります。
県及び農業委員会職員の方々には、お時間がございましたら、引き続きお聞きいただければと思います。
それでは、報告事項といたしまして、3月29日に開催を予定しております第90回総会につきまして、事務局からご説明いただきます。

事務局 (議案14ページにより説明)

議長 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

(発言なし)

議長 ただ今、ご説明させていただきました3月18日の会長・事務局長会議、3月29日の第90回通常総会につきましては、各常任会議員のご出席をいただきますよう、よろしくお願いいたします。
続きまして、県内農産物の生育概況につきまして、事務局から説明いたします。

事務局 (議案15ページ～18ページにより説明)

議長 ただ今の説明につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

(発言なし)

議長 報告事項につきましては、以上といたします。
続きまして、本日の情報交換でございますが、各農業委員会における委員会活動の取り組み状況についての情報交換を、会議終了後、1号会議員の皆さんにお残りいただいて、実施いたします。よろしくお願いいたします。
それでは、次回の情報交換につきまして、事務局からご説明いたします。

事務局 (次回テーマ「中山間地域等直接支払制度の次期対策の概要について」を提案する)

議長 次回テーマについて、皆様のご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

します。

会議員 (発言なし)

議長 質疑が無いようでございますので、来月は、事務局が申しましたテーマにより、情報交換をしていただきます。

本日、提案いたしました案件は、全て終わりました。

この際、会務全般について、ご意見があれば、お願いします。

(発言なし)

議長 次回の常任会議員会議は、3月18日 木曜日 午後1時30分から、当「土地改良会館」で開催いたしますので、ご出席についてよろしく申し上げます。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

会議員の方々には、大変ご苦労さまでした。

14:45【終了】